

## 第4号議案

八田第三自治会 細則の一部削除と変更と追加の提案

## 1・第9条 3項の削除を提案します。

理由は、最近の葬儀の形態が細則とそぐわなぬなって来たので、削除を提案します。

上記により、第9条4項を3項に、5項を4項に変更する。

## 2・組長・役員・特別役員の報酬を令和8年度より支給する事を提案します。

理由は、自治会役員なり手不足が羽津地区をはじめ四日市市の大半の自治会で起こっています。

少しでもなり手を増やし育成する為にも報酬を支払う事にしました。

内容は下記の通りです。

(役員・組長及び特別役員に対する報酬)

## 第10条 役員・組長及び特別役員への報酬を次に挙げる通りに定める。

- 2 組長は組長会参加回数に1,000円を乗じた金額を年度末に支給する。
- 3 年番長は年度末に別途5,000円を支給する
- 4 役員は役員会組長会参加回数に、1,000円を乗じた金額を年度末に支給する
- 5 民生児童委員は組長会参加回数に1,000円を乗じた金額を年度末に支給する。
- 6 奉賛会町代表・監事は年度末に5,000円支給する。
- 7 氏子総代は年度末に10,000円を支給する。
- 8 女性の会役員は年度末に5,000円を支給する。
- 9 育成会は役員手当として20,000円を支給する。  
尚、分配方法は育成会の役員に委任する。
- 10 自治会長は月額10,000円を年度末に支給する。

何卒ご理解いただきますよ、宜しくご対応お願いします。

## 八田第三自治会 細則

- 第1条 役員会は、この規約を実施するに当たり、細則を定めることができる。
- 2 役員会は細則を制定したときは、次の総会に報告をし、承認を得なければならない。
  - 3 緊急の必要がある場合、役員会で制定した細則は速やかに提示して運用できるものとし、次回の総会で正式に承認を得なければならない。
  - 4 前2項の会員に対する提示の方法は、文章の配布・回覧など、適宜役員会で決定する。
  - 5 自治会で使用・作成した、書類及びデータはすべて、自治会に権利があるものとする。

### (特別役員)

- 第2条 本会に特別役員を置くことができる。
- 2 特別役員とは、会員が地区内、外へ出ている各種団体の役員のことをいい、別表特別役員名簿に記載する。  
『羽津地区まちづくり協議会役員・民生保護司会役員・氏子総代・奉賛会町代表・育成会町会長・羽津女性の会八田第三支部長』
  - 3 特別役員は通常の役員活動は行わない。

### (会長の選出)

- 第3条 会長の選出についての詳細は、次に挙げるものとする。
- 2 任期満了の1ヵ月前に選挙管理委員(含む委員長1名)2名を役員会で決めることとし、その年度の監事が代行する事を防げない。
  - 3 任期満了の1ヵ月前に会長立候補者の応募を回覧板等で募る。
  - 4 立候補資格条件は次の通りとする。
    - 4.1 自治会加入者で町内に2年以上在住の人
    - 4.2 自治会名簿(町内地図の氏名欄)に登録されている人
    - 4.3 推薦者(自治会員名簿記載者の中から)5人以上の推薦がある人
    - 4.4 過去の2年間で自治会行事の参加率が3割以上の人
  - 5 立候補者があった場合は選挙により決め、総会で承認を得る。
  - 6 立候補者が無かった場合は選挙管理委員長から、現会長への再任依頼をし、総会で決定する。
  - 7 会長が再就任を承諾されなかった場合は、会長が役員又は、会員の中から推薦し、役員会の承認を得て総会で決定する。

### (会員の種別と権限)

- 第5条 集会所の利用規定を次に挙げるものとする。
- 2 本会及び特別役員の属する団体で、町内関係での利用を無料とする
  - 3 会員の場合でも個人的な利用及び、その他業者の商用のための利用は有料とする。
  - 4 利用料金はその都度役員会に於いて、承認を得て決定する。

### (組長の選出と役割)

- 第6条 組長の選出と役割は次に挙げるものとする。
- 2 本組長は各組1名を組内で選出する。
  - 3 組長の任期は1年とし、その年の4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 4 組長は組を代表としての権限を持ち、意見及び要望等を提言する。
  - 5 組長を含めた役員会での決定事項は、速やかに組内に伝達する

## (年番の選出と役割)

- 第7条 年番の選出と役割は次に挙げるものとする。
- 2 年番は1番組から10番の輪番制とする。
  - 3 年番長を1名組内で選出して、会長に報告し承認を得る。
  - 4 年番は町内行事の世話方としての役割をはたすものとする。
  - 5 年番の任期は1年とし、その年の4月の総会空け日から翌年の4月の総会までとする。

## (町費及び特別寄付金)

- 第8条 町費と特別寄付金を、次に挙げる通りに定める。
- 2 町費は月額600円とし、半年又は1年分のいずれかを、組で決めて前払いにて会計に納入する。  
ただし、振込の場合の納入月数はこの限りではない。  
※集合住宅に関しては、別途個別に管理会社若しくは経営者との協議にて金額を決定する。
  - 3 新規町入り者(持ち家の方及び事業所が対象)は特別寄付金として20,000円を会計に納入する。  
新規町入り者とは、自治会加入者(法人未加入者及び事業所を含む)のことをいう。
    - 3-1 持ち家で入居者の変更があった場合、及び会社、事業所が入れ替わった場合も新規町入り者と同じ扱いとする。
    - 3-2 会社、事業所関係の特別寄付金の額は次の通りとする。(原則として設立時の初回のみ納入)
      - \*個人経営会社、アパート、マンションで経営者の住居と同じ場所にある場合は2万円以上
      - \*個人経営の会社、アパート、マンションで経営者の住居と異なる場所にある場合は3万円以上
      - \*法人の場合は 5万円以上
      - \*上場企業の場合は 10万円以上

## (慶弔金及び儀式への出席)

- 第9条 慶弔金及び儀式への出席規定を、次に挙げる通りに定める。  
また、正会員及び準会員は同じ扱いとする。
- 2 会員死亡時の弔慰金(香典)は次の通りとする。
    - ・会員家族代表者(町内地図の氏名欄記載者)は5,000円とする。
    - ・会員の家族は3,000円とする。
    - ・現在及び過去の自治会役員を2年または2年以上の経験者は7,000円とする。
  - 3 会員死亡時の葬儀は組単位で行う。⇒削除する。
  - 4 会長、役員個人の弔慰金は原則としてなしとする。4⇒3
  - 5 祝い金(結婚・出産祝いなど)及び式には自治会として、関与しないものとする。5⇒4

## (役員・組長及び特別役員に対する報酬)

- 第10条 役員・組長及び特別役員への報酬を次に挙げる通りに定める。
- 2 組長は組長会参加回数に1,000円を乗じた金額を年度末に支給する。
  - 3 年番長は年度末に別途5,000円を支給する
  - 4 役員は役員会組長会参加回数に、1,000円を乗じた金額を年度末に支給する
  - 5 民生児童委員は組長会参加回数に1,000円を乗じた金額を年度末に支給する。
  - 6 奉賛会町代表は年度末に5,000円支給する。
  - 7 氏子総代は年度末に10,000円を支給する。
  - 8 女性の会役員は年度末に5,000円を支給する。
  - 9 育成会は役員手当として20,000円を支給する。尚、分配方法は育成の役員会に委任する。
  - 10 自治会長は月額10,000円を年度末に支給する。